

第5章 労働から見た釜ヶ崎

(1) 愛隣総合センターとは

1970年10月1日、「釜ヶ崎が変わる」の期待を集めた複合施設「愛隣総合センター」がオープンしました。

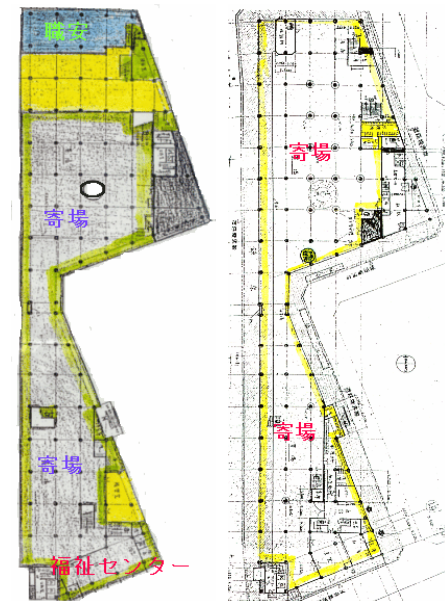
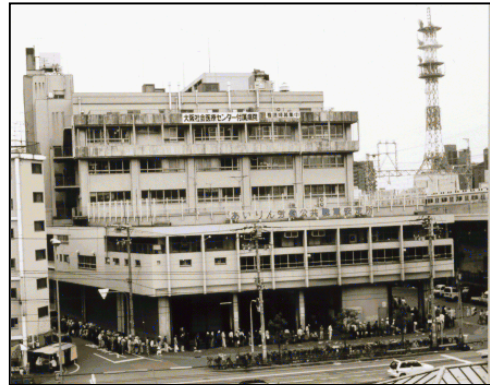
「愛隣総合センター」は、さまざまな呼称でよばれます。労働者はめんどくさいので、「センター」とだけ呼びます。

まず、「愛隣総合センター」は、市営住宅や食堂などの店舗、行政機関や医療センターなどが入っている建物の総称として使われるのが正しいようです。

「あいりん労働センター」は、一階寄り場部分と職安・西成労働福祉センターの部分をさして使われるようです。

センターに入っているのは、「大阪市営萩之茶屋第1住宅」（南側5階以上。中写真右上に見えています）。「大阪社会医療センター」（真ん中5階以上。中写真あいりん職安の看板の上に見えています）。「あいりん労働公共職業安定所」（3階北部分。普通に階段を昇と、2階フロアと思えますが、一部、散髪屋・ロッカーのある2階部分があるので正式には3階といわれます）。「西成労働福祉センター」（職安と同じフロア、南側にあります）。

変則的なものとして、「あいりん労働福祉センター」というものもあります。「西成労働福祉センター」と紛らわしいのですが、愛隣総合センターから市営住宅と医療センター部分



を除いた、娯楽室や食堂、職安、西成労働福祉センター部分を指して使われていたようです。

(2)「雇用の正常化」が果たせなかった背景

センターは、青空労働市場を解消し、雇用の正常化を図ることを最大の目的としてされていたのですが、当時は、国鉄新今宮駅東口、地下鉄東口・西口、今宮工業高校前道路西行き・南行き、南海阪堺線南霞町駅・今池駅、南海天下茶屋線今池駅東口・西口、南海本線萩之茶屋駅、東萩町公園（現三角公園）が青空労働市場として認識されており、巨大と見えるセンターフロアや外周道路でも収容しきれませんでした。

雇用の正常化の困難な事情について、細見正さんは次のように書いています。（「あいりん地区に於けるスラム対策と現状の問題点」1973年3月、細見 正、私家版による）

『職業紹介は、職業安定法で公共職安がする建て前になっている。日雇い労働者の場合、求職者は職安の窓口に住民票か米穀通帳、印鑑を提出、「日雇求職票」を作ってもらって「日雇労働者被保険者手帳」が交付され、働きたい日の朝、窓口到手帳を出せば、職を紹介してもらえらる仕組み。

一方、職安は、求人側が“人入れ企業”でないか、賃金や労働時間などに労基法違反はないか、健康・労災・失業の各種保険を完備しているかなどをチェック、どれに触れても求人をはねつける権限を与えられている。

ところが、あいりん地区の労務者は、職安ができた22年からその窓口に近いところを徘徊し、いろいろな事情で身元のわかることを極度にきらい、あきらめる者が多いから。

昭和46年1月から住民票や米の通帳は、「ドヤ」の証明で代用できることにしたが、それでも応じない。

職安にしても、あいりん地区に集まる求人側をスナリ受け入れるには、問題が多すぎる。労賃のピンハネを資金源にしている暴力団は、愛隣地区内30団体の内20数団体もあり、その配下にある約200人の暴力手配師が、毎朝労務者を雇い入れている。また、各種保険や安全衛生規則などを守っている企業は数少ない。いまのまま職安が就労あっせんを引き受けると、暴力団やあいまい会社に労働力を供給することになる。といって、職安法に精神どおり悪徳業者を排除すれば、求人数は大幅に減り、労務者の“あふれ”が続出して、どんな騒動になるかわからない。

36年8月の第一次暴動の翌月、あいりん対策として府労働部分室、37年10月に労働福祉センターができたが、いずれも就労形態の改革を回避、職安法の保護を受けない無料職業あっせん所にすぎなかった。

さる、昭和45年10月、労働省・府が22億円を出して愛隣総合センターを建設したとき、府労働部、労働福祉センター、職安の三者が協議、このままでは暴力手配師や悪質業者を追放できないと「向こう6ヶ月間はこれまで通りセンターが就労あっせんを行う。センターはその間に業者の保険加入を徹底させ、違法業者は職安に通告して摘発、600社にのぼる業者を整理したうえで、職安へ一切の業務を引き継ぐ」との約束ができ、求人業者

にも伝えられた。阿倍野職安の西成出張所をあいりん公共職安に昇格させ、労働福祉センターと向かい合ったセンター3階に事務所を開かせたのは、その布石であった。

しかし、悪質業者の整理がすすまず、中断している。あいかわらず“人買い市場”がまかり通っている。

あいりん総合センターは、路上いっぱいに行われていた就労あっせんを一階の寄り場にまとめ、港湾関係はあいりん職安（南分庁舎）、建設と製造部門は西成労働福祉センターが担当、届け出制をとった。スラムの分散論でなく集中論が押しきった形。

“相対方式”のマン・ツー・マン求人はそのまま（注：西成労働福祉センターの事業報告では“相互選択方式”と書かれている時期がある）。手配師は、求人連絡員と名を変えただけで実質的に野放し。』

細見さんの記述は、1973年ですが、昭和44年度センター事業報告でも、「当地区にくる求人事業所（港湾運送業を除く）の性格として、建設業を中心に、大企業自体が直接求人に来るのではなくて、数段階にわたる下請業者や人夫供給業（職業安定法44条、労働基準法6条にふれるような事業所）が圧倒的に多く、現実には沢山の問題点を持ち合わせている。」と書かれています。

「釜ヶ崎は無法地帯」というのは、実は、国や地方自治体が法の規定を遵守して現実を変えるのではなく、違法状態を見ぬふりして、現実を追認している状態を指している言葉なのでした。そのことが、70年代の暴動の火種となるのですが、そのことの前に、細見さんが職安行政の仕組みを書かれた冒頭部分で、職安登録に労働者が応じないことについて、「いろいろな事情で身元のわかることを極度にきらう者が多いから」とだけしか触れられていないことについて、補足を行っておきたいと思います。

まず、職安が紹介する仕事の賃金が安いことです。

1961年9月、大阪府警察本部防犯部発行の「釜ヶ崎の実態」には、「職安による就労あっせんは、日雇いで、普通300～500円で、（紹介数によっては）職にあづかることもあるが、手配師を通じる

改訂年	1級対象賃金日額(a)	1級給付金額(b)	b/a	推定平均賃金日額(c)	b/c
1975年	3,540円以上	2,700円	76.3%	4,500円	60.0%
1970年	1,000円以上	760円	76.0%	2,000円	38.0%
1966年	660円以上	500円	75.8%	1,400円	35.7%
1961年	480円以上	330円	68.8%	1,000円	33.0%

と健康者であれば1,200円～1,500円の収入があるといわれ、一略一職安の窓口を訪れるものは、年寄りか、体の弱いもの、あるいは婦女子というのが実情である。」と書かれています。

「1965（昭和40）年4月から、管轄の職業安定所（西成労働出張所）と社会保険事務所（玉出）の理解と協力を得て、センターの日雇登録労働者にかぎり、居所の一定しないものについては、センターの所在地を連絡場所として、保険申請の住所に認めてもらう」ことにするなど、日雇労働者の社会保険加入促進に努めていた西成労働福祉センターですが、加入数字が伸び悩んでいることについて、失業保険利用のシステムが地域

の求職の実情に合っていないからだ」と、昭和 41 年度事業報告に書いています。

大きな障害となっている点は、「(失業) 保険給付金を受けるには、アブレの当日午前 7 時まで出頭せねばならない。また 1 ヶ月の間に 1 回も求職出頭しない場合は、求職票は失効となって、翌月からは失業の認定が受けられないこと、ドヤと一般飯屋で生活する日雇労働者にとって、520 円(改正されて 700 円になるという)の保険金額は余りに小額であることなど」と指摘されています。

昭和 43 年度版事業報告では、印紙貼付の問題や仕事を探す場所と給付を受ける場所の距離が、促進を妨げる要因として指摘されています。

『建設方面の事業主になると、その 90%は健保、失保の印紙貼付は期待できず、大型求人バスを乗り入れる求人者であっても、適法に保険印紙購入の手続きもしていない有様であるから、20 人未満を雇い入れる零細な土建求人者にあっては、印紙の購入、貼付など考えていないといっても過言ではない。これがため、日雇労働者がアブレと病気にそなえて自発的に厚生部へ保険手続きを申し込んで、それぞれの手帳を持つことになっても、保険受給資格の必要枚数 28 枚は土建関係の工事現場では貼ることが』できない。

『失業保険は、労働福祉センターの寄場から、西成労働出生所の寄場へ移して、正規なルートによって就労することを計る一策とも考えて、日雇失業保険手帳の申し込みとあわせて西成労働出張所の求職申し込みをさせ、出張所へ登録後に求職票と手帳を交付することにした。この結果、西成出張所へ日々出頭して同職安機関を通じて就労する者は一多数にのぼっているが、反面ではセンターの自由集合と異なって、堅苦しい時間的求職出頭を嫌うところから、再びセンターへ舞い戻った求職者の数も多いことと思う。

職安に移行しない日雇いの失業保険受給については、受給資格の 28 枚の貼付数があっても、職安の定刻午前 7 時(センター周辺では求職活動盛んな時間帯)までに求職出頭せねばならぬ規則があつて、保険受給資格の認定は彼等にとっては、絵に描いた餅になっている。』

以上見たところによれば、保険制度が浸透しにくかった理由が、「いろいろな事情で身元のわかることを極度にきらう者が多いから」ではなく、日雇労働者の具体的な利益に結びつきにくいものであったからだったことが分かります。

職安に登録して仕事の紹介を受けるものとしては、「日雇失業保険手帳」と失業対策事業の紹介を受ける「失業対策事業適格者手帳」がありましたが、1966 年 7 月 1 日から実施された港湾労働法により、港湾(六大港)で働く全ての労働者(常用、日雇とわず)は、職業安定所に登録し、港湾労働者手帳(通称アオ手帳)の発行を受け、職安を経て就労することになり、手帳の種類が増えました。

なお、この制度は通常の保険料をプールして失業給付金を支払う失業保険とは異なり、荷主からトン数に応じて雇用調整金を徴収し、求人数が出頭した登録求職者数を下回った場合に、雇用調整手当を支給するものでした。

(3) 港湾労働法と釜ヶ崎

港湾労働法の目的は、港湾労働力を確保すると同時に、同労働者の生活権を保障し、求人にあたっての私的手配行為を排除することであるとされていました。

センターの寄り場から就労する港湾労働者は、少ない時で数百名、多い時は千数百名といわれていましたが、これらの労働者は、職安を通さず、毎早朝各荷役会社が迎えに来る輸送バスに乗って直接現場に行っていました。しかし、7月1日からは職安に出頭し、職安を経由して雇用されなければならなくなりました。

その転換はうまくいかなかったようです。電車賃やバス代までつかって、朝早く港の職安に出かける労働者はいたって少なく、正式に届け出されたものは皆無に近いという状態になりました。港における労働力不足の現実には勝てず、7月5日から法秩序にそわない募集が行なわれ、従来の慣行通りの求人体制となりました。

こうした状態を打開する方策として、大阪府労働部は、あいりん地区における港湾労働者をバス輸送することとし、大阪港湾荷役近代化協会と協議、指示して、43年1月27日にまず登録労働者だけを、翌28日からは、センター仲介で雇用する未登録労働者の輸送も行うこととしました。輸送した労働者については、港職安で紹介した形式をとって、遵法体制をととのえることにしたわけです。現状にあった対応がなされ、その後は順調に経過し、港労者手帳を保持することで、いろいろな利益がもたらされることも浸透して、進んで登録するものが多くなったと、昭和41年版センター事業報告に書かれています。

港湾労働法の実歳の運用状況をみても、「釜ヶ崎は無法地帯」といわれる原因は、その街の住人、労働者の気質にあるとされるよりも、実は、無法状態は「理想的な法」とその実施方法の不適切さの間に生まれたものであるとされるのが正しいと考えられます。

そして、見かけ上の「遵法体制」のみが追求され、法の求める実質が追求されなかったのは、「日本国経済繁栄」のため、「全国民的行事」をつつがなく終えるためという目的のためでした。

港湾労働について言えば、当時大阪港の船混現象は、「国際的な問題にもなっている。一月額1億3千万、年間15億以上の滞船料を実は支払っているわけであります。一大阪の港に行くにあとのスケジュールが立たないということで、信用の問題にもなるわけでございます。先般運輸大臣が見えた際に、一港湾の施設の問題と同時に、やはり人の問題が解決しないと問題が解決せないということをつぶさにお聞きしたわけです。一日雇いあるいは釜ヶ崎のような状態の人を使わなければどうしても困るということであるわけございまして、抜本的にはやはり他の地区から労働力を持つてくるということが先決問題であります。」という状態でした。

それを解決するには「(手配師は) 職業安定法自体から言いますと、労務供給事業でございまして、現行法から申し上げますと、アウト・ロードになつておるわけござい

ます。－（それでは労働力が確保できないので）先般中央に対して実情に即するように法を改正してくれということを要望いたしております。」という、違法を是正するのではなく、公認する必要を、大阪府の労働部長が昭和 36 年大阪府商工労働常任委員会会議録（9 月例会）で発言しています。

国会においても、社会労働委員会（第 14 号昭和 40 年 4 月 22 日）での港湾労働法の審議の中で、杉山善太郎国会議員が、警察庁の説明員の「港湾関係の暴力団体は昨年末で全国で 74 団体で、しかも、これは氷山の一角で、荷役なり沖仲仕、そういうふうな特有の業態に寄生しておるのが実情である」という説明に対しての見解を港湾局長に問うたところ、港湾局長は、「港湾運送事業法のたてまえから申しまして、私どもが免許を与える場合に、その欠格条件であるような前科があるとか、その刑を受けてから二年以内の者であるとか、こういうような者は実際ない。港湾運送事業法そのものを監督している立場からいたしますと、そういう事実（暴力問題）を発見し得ない。」と答えていますし、「港湾運送事業の中に組関係のものがあるということは事実でございます。ただ、これをわれわれの行政の範囲内だけで取り組むというのもこれは不可能でございますし、守備範囲がいささか広過ぎるような気もいたします。

むしろ私どもは、そういう社会的病弊に対しましては社会的病弊として是正していただくといまして、われわれが考えている港湾運送事業の近代化という立場から申しまして、ぜひ全国一体になって、どうやったら集約できるかということを企業の立場から自主的に研究をしていただきたい」とも答えています。

その結果、法が施行されても、「名古屋では、従来の手配師であるとかあるいは港湾事業者から下請的な慣行で請け負っておるところの組のボスが、日雇い港湾労働者の登録手帳、いうならば青手帳を一括まとめて、そうして職安の窓口に向け、ボス連中は職安構内で大手を振って、やっぱり何かあたかも職安公認の連絡員であるかのごとき顔をして横行している。こういう実態がある」と追求され、職安局長が「御指摘のような手配師の横行の場面が、私は聞いておりませんが、現場においてあるいはあり得るんじゃないかというふうな予想もできますので、かつての手配師が、会社側の立場においてでも従来の顔によりまして港の安定所の庁舎の内部のほうに入って、そして窓口で各種のサインをしていろいろと工作をするというようなことが、あるいは起こり得ることだと思いますので、これは厳に第一線を指導して、そういうことのないようにいたしたいと思います。」（第 052 回国会 社会労働委員会 第 2 号昭和 41 年 7 月 26 日）という、法があつてなきが如き状態が続くことになります。

（4）70 年万国博覧会と釜ヶ崎

1965（昭和 40）年 9 月に、1970 年万国博覧会の日本開催が内定し、昭和 42 年度大阪市一般会計補正予算で 8,350 万円を追加計上するなど、



開催を3年後にひかえて本格的な準備段階に入った時期に心配されたのは、労働力確保、「労務問題」でした。

昭和42年6月6日の衆議院・社会労働委員会で、西風議員が「万国博の建設がこれから急テンポで進むわけですね。そうしますと、いまならまだ秩序を持った労働者が、外からぐっと出てくる力によって、再び秩序を失うどころか、従来起こったよりもずっと複雑な事件が起こる可能性をいま内包しているわけですね。そういう点に対して、何かお考えを持っておられますか。」と問うたのに対し、早川労働大臣は、「愛隣地区の方々が五千人以上、港湾労働あるいは土木建築あるいは大工、左官等、たいへん日本の経済発展に寄与しているという事実ははっきりいたしております。現在、雇用関係では仕事にあぶれている者はほとんどありません。大体職安で千五百人ほど扱っておりますが、そのほかの方々もみんなそれぞれお仕事をされておるわけでございます。一愛隣地区の労働者は非常に無秩序だということは私は考えないわけでございます、万国博は当然土建業者も、宿舍施設あるいは働く場へのバスとか交通機関をどうするとか、今後の問題といたしまして、この労働力というものが秩序あるりっぱな労働力として活用されることを指導してまいりたいと思います。」と答えています。

昭和43年5月9日の参議院・商工委員会では、さらに具体的な質疑がなされています。

「労務対策であります、この建設工事を完工いたしますために、労務者の数、延べ416万1,230人というような、なかなかこまかい計算をいたしておられるのでありますが、工事のピークのときになりますと、一日に5万人から従事をする人が出てくる。これに関連事業の労務者等を加えますと、これは別ですから、相当膨大な数にのぼることが予想されるのであります。そこで、労務動員をどういうことでやっておられるのか——集まってきた人たちに対する環境の整備とか飯場の急増というふうなことが考えられます。明治の末、大阪で勧業博覧会というのをやりまして、一時代は違いますけれども、例の釜ヶ崎、いまの愛隣地区というのは、労務者がたくさん勧業博のために集中いたしまして、そうして飯場などが定着、固定化いたしましたのが、いま大阪における愛隣地区、俗にいう釜ヶ崎の沿革のように聞いております。そういうことの心配のないよう、十分な配慮が望まれます。その対策はいかん。(椿繁夫議員)」

「大体関連事業でピークのときには3万6千で、会場関係で約8千人ということで、大体5万人余りの新規の労務需要があるわけでございます。この新規の労務需要の確保というのは、一東京の地域と違いまして、労働供給のエリアがやや大阪は関東と比べて少ない関係で、非常にむずかしいとは思っておりますが、

一つは大阪府下におきまして、万博専門のための職業安定所をつくりまして、そこで広域職業紹介をとにかく展開をしていただく。この広域職業紹介といたしまして、24の府県に労務の供出目標というのをつくってもらいまして、それからひとつ大阪の万博に労務者の供給をはかるというふうなことで、現在はその24の府県に労務協力員とい

うのが設置されてございます。

—その他、労務のそういった他府県からの確保のためには、住宅の問題がありますので、雇用促進事業団の資金によりまして、43、44年にわたり、一万戸の簡易住宅を建設するというふうな考え方を現在としております。—その一万戸の簡易住宅をどの地域にどういうふうな形でつくるかということは、一おかしな形でつくりますればその地域に定着してしまうおそれもある。かといって、あまりこれを分散いたしますれば、労務管理上にも非常に問題が起きる。また建設途上においていろいろな社会的な問題も発生するというふうな点もございまして、現在大阪府の労働部を中心にいたしまして、どういう形においてこの一万戸の住宅をどういうふうに分散的につくるのが適当であるかということを検討しておる段階でございます（橋本徳男説明員）。」

（５）「労務動員体制」と受け皿としての簡宿

「5万人余りの新規の労務需要」の確保のために、「大阪府下に万博専門のための職業安定所」を設け、「24の府県に労務協力員というのが設置されて」、「労務の供出目標というのをつくって」努力した結果、北は北海道から南は沖縄まで、全国から人が大阪に集められました。

そのうち、近畿圏は25.8%を占めていますが、千人以上の「出稼ぎ県(1道4県)」で、40.1%を占めています。万博工事は、近畿圏と東北・九州の農家の出稼ぎをあてにして完成したと

いえます。
近畿圏の労働力だけでは対応できなかったこととは明らかです。

また、求人に対する充足率は全

体で73.3%、もっとも充足率の低かった「とび工」は37.3%で、職業安定所のあっせん機能だけでは対応できなかったことも明らかです。

昭和44年4月から昭和45年3月までに、直接万博会場建設に従事した労働者延べ数は1,993,939人とされています。

職業安定機関が取り扱った万博関係求人の充足状況(関連工事含む・就労延べ日数不明)

送出国	充足数			送出国	充足数			送出国	充足数		
	42・43年度	44年度	計		42・43年度	44年度	計		42・43年度	44年度	計
北海道	2,040	570	2,610	石川	317	158	475	岡山	70	24	94
青森	1,237	775	2,012	福井	118	96	214	広島	53	69	122
岩手	189	350	539	山梨	1	24	25	山口	150	96	246
宮城	98	133	231	長野	19	101	120	徳島	218	268	486
秋田	431	184	615	岐阜	10	15	25	香川	341	74	415
山形	245	296	541	静岡	12	13	25	愛媛	408	565	973
福島	49	134	183	愛知	31	17	48	高知	371	161	532
茨城	9	28	37	三重	58	5	63	福岡	253	132	385
栃木	6	16	22	滋賀	54	16	70	佐賀	163	41	204
群馬	13	9	22	京都	46	37	83	長崎	276	141	417
埼玉	15	7	22	大阪	1,941	4,721	6,662	熊本	1,487	793	2,280
千葉	10	25	35	兵庫	242	107	349	大分	344	244	588
東京	47	29	76	奈良	28	37	65	宮崎	865	531	1,396
神奈川	14	23	37	和歌山	29	36	65	鹿児島	1,919	1,117	3,036
新潟	577	1,204	1,781	鳥取	102	65	167	沖縄	33	176	209
富山	204	148	352	島根	127	171	298	計	15,270	12,982	28,252

西成労働福祉センター昭和44年版事業報告(昭和45年10月発行)による。滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山の充足数合計は、7,294人で、充足数総数の25.8%。

職業安定機関が取り扱った万博関係求人の充足状況職種別(関連工事含む。42.10.1～45.1末)

職種	求人数	充足数	充足率
大工	7,790	5,391	69.2%
左官	1,890	898	47.5%
とび工	1,667	621	37.3%
その他の技能労働者	5,946	3,535	59.5%
土工	21,194	17,807	84.0%
計	38,517	28,252	73.3%

西成労働福祉センター昭和44年版事業報告(昭和45年10月発行)による。

そのうち、求人者が西成労働センター窓口に求人の申し込みをし、就労したのは41,377人とされています。全体延べ就労人員の2.1%にすぎません。先に見た職安の求人に対する充足率から見て、もっと多いと考えるのが妥当と思われます。センターの事業報告でも、「求人者が当センターへの求人申込みを行わず、労働者を愛隣地区で直接募集した就労数は含まれていないが、その数は相当多数におよぶものと推察される」と書いています。

先の万博関連求人職安取扱数は、関連工事を含むものでしたから、センター求人でも関連工事を含めた求人数が把握されていると比較できるのですが、関連工事以外の線引きが困難であったためか、その数字はないようです。関連工事を含めると、就労労働者数は一桁上の大きな数字になると考えられます。

受け入れの住宅については、「雇用促進事業団の資金によりまして、43、44年にわたり、一万戸の簡易住宅を建設するというふうな考え方」と国会で説明されていましたが、その実際についての資料を現時点では、把握できていません。

各国から来日する関係者については、日本住宅公団が会場に隣接する千里ニュータウン内に建設する住宅の一部を、財団法人日本万国博覧会協会が一時借り受け、外国人従業員に提供し、会期終了後は一般住宅に振り向ける方法で、800戸を確保することが「日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」の一部を改正して実現しますが、労働者宿舎については同様の手法で確保されたというわけではないようです。（衆議院・商工委員会・昭和43年02月28日）

参議院・予算委員会（昭和45年03月03日）では、「万博会場のまわり、周辺に、非常に衛生的にも問題のある簡易宿舎がたくさんできて、住民との間で非常な摩擦が起きている（亀田得治議員）。」という質問に対し、「大阪近辺で、許可申請その他条件の整わないまま簡易住宅を建てたものがあるようでございます。さっそく府県知事のほうから現場に対して、厳重にそれらを、あるものは取りやめさせる、あるものは改造して十分使えるものは指導してやり直させる、というふうにしておる次第（根本龍太郎国務

万博会場建設労働者数の月別推移																	
計		基礎施設		造路・上下水道		電気・通信等		地域・環境		日本庭園		緑地整備		修景		パビリオン建築	
												</					

西成労働福祉センター昭和44年版事業報告（昭和45年10月発行）による。

大臣)。」という答弁がなされているところからして、民間で対応した部分が大きかったと思われます。

また、釜ヶ崎日雇労働組合調査班が、1984年に萩之茶屋1～3丁目の簡宿を対象に「ドヤ調査」を行いました、その時に把握された建設年と構造で見ると、一階2層構造の簡宿が、1960年代に登場していることがわかります。1階を2層に使い、一畳一間の部屋として、面積あたりの収容能力を高めた簡宿が、万博工事で急増した労働者の宿泊先対策として機能したことを示すものと考えられます。

昭和44年版西成労働福祉センター事業報告でも、

「ドヤ（簡易宿所等）は、ここ数年来新築・増築・改築のブームを呼び、軽量鉄骨5～6階建てで宿泊定員300～400人といった大型のものがネオンをつけて続出している。中には冷房・エレベーター付きといったものであらわれている。しかし、新築のものでも一室一畳のものがほとんどで、料金は1日200～300円、3畳になると350円はかかる。」と報告されています。

就労については、違法なピンハネ業者が介在し、健康・失

業・労災の各種社会保険の適応も未整備なまま、「日本経済のボトルネック」解消のた

84年調査構造	1950～54年	1955～59年	1960～64年	1965～69年	1970～74年	1975～79年	総計
木造			4				4
木造2階	1	5	4				10
木造2階(一部3階)		1					1
木3	1						1
木モル			1				1
木モル2階			1				1
木モル3階		1					1
木モル3階/6層			1		1		2
小計	2	7	11		1		21
鉄筋3階/5層				1			1
鉄筋3階/6層			1	1			2
鉄筋5階/6層					1		1
軽鉄2階				1			1
軽鉄3階					1		1
軽鉄5階				1			1
軽鉄7階			1				1
鉄筋			1	1	1		3
鉄筋2階						1	1
鉄筋3階			3				3
鉄筋4階			1		1		2
鉄筋5階			1	1	1		3
鉄筋6階				1	1	2	4
鉄8					2		2
総計	2	7	19	7	9	3	47

1984年5月釜日労働調査班ドヤ調査・釜ヶ崎資料第2号島和博作表を再構成

区分		有許可		無許可		合計	
構造		数	収容能力	数	収容能力	数	収容能力
個室(小間)	145	14,929	61	6,539	206	21,468	
ベッド式	1	230	*	*	1	230	
個室・ベッド併用	8	941	1	50	9	991	
大部屋・個室併用	4	207	*	*	4	207	
計	158	16,307	62	6,589	220	22,896	

s46

区分		有許可		無許可		合計	
構造		数	収容能力	数	収容能力	数	収容能力
個室(小間)	148	18,157	56	3,188	204	21,345	
ベッド式	1	230			1	230	
個室・ベッド併用	3	436	3	276	6	712	
大部屋・個室併用	3	197			3	197	
計	155	19,020	59	3,464	214	22,484	

s47

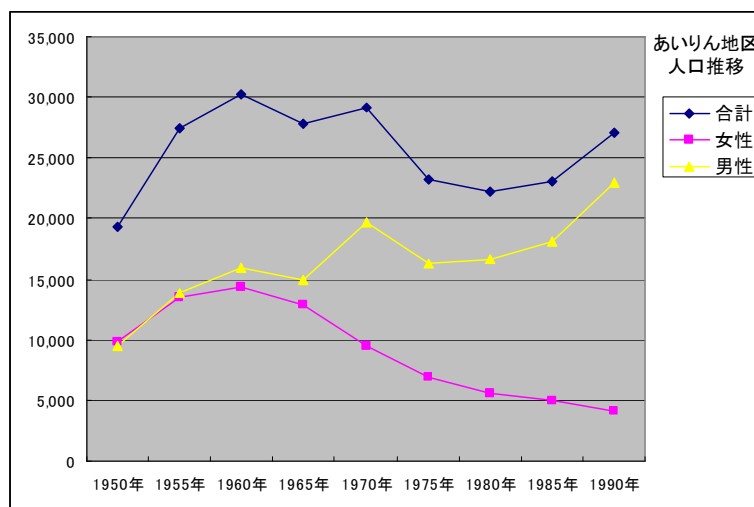
		簡易宿所	共同住宅	日払いアパート	一般アパート	旅館	バラック	マンション	総数
1971年	軒数	220	2	46	286		25		579
	収容能力	22,896	330	2,852	10,582				36,660
1972年	軒数	214	3	56	278		25		576
	収容能力	22,484	330	4,200	20,850				47,864
1982年	軒数	189		43	270	32			534
	収容能力	17,674		2,310	3,942	537			24,463
1986年	軒数	186		45	238	27		17	513
	収容能力	15,839		3,278	6,488	477		3,242	29,324

西成署調べ。アパートの収容人員の増減は、簡宿同様、需要に合わせた部屋の細分化、改装、建て替え等によるものと思われる。

め、港湾労働者が、「関西経済浮揚とインフラ整備のためのイベント」実施のため、建設土木産業で働く労働者が、大阪に集められたことは、誰しも否定できない社会的事実であろうと思います。

「あいりん地区」人口は、それら「経済的発展」の要請に応じる

かのごとく膨張し、必要な「労働力」の担い手には、移動性と明日を要求しないことが求められたため、単身男性に偏重した人口構成となったのです。



(6)「労務動員体制」の具体事例

戦時統制経済体制は、戦後、経済復興のための計画経済体制へと衣替えします。

「国破れて山河あり」、急務は人的要素への対応でした。昭和 20 年 11 月に閣議決定された「復員者等の失業対策に関し各省に対する要望事項」はそのことをよく現しています。

復員者等の失業対策に関し各省に対する要望事項 昭和 20 年 11 月 16 日 閣議決定

第 2 要望事項 1 共通事項

(1) 将来人を採用する場合は

(イ) 左の者に付収入所得、戦災状況、扶養家族等を考慮し優先採用すること

傷痍軍人軍属、復員軍人軍属、戦没軍人軍属遺族、在外邦人家族、引揚民、戦災者、徴用解除者

(ロ) 特別の事由ある場合を除き 女子、高年齢者、年少者は能ふ限り男子青壮年者を以て代替すること

(ハ) 国民各自は前職、従前の地位、学歴等に拘泥して徒らに地位を求むることなく各職場に於て新日本建設の道に邁進せざる可からざるの心構を一般に徹底すること

(2) 企業主をして自力更生に依り企業開始せしむる如き機運を助長すること

(3) 各種事業をして求職者を出来得る限りその所在地（庁府県）に於て吸収し得る如く計画し彼等の徒らなる大都市集中を避くこと

(4) 特に知識階級離職者に対する授職の為左の措置を講ずること

(イ) 官営若は民営を以て新日本建設に必要な政治、経済、社会、科学、文化等の調査研究機関並に海外文化の翻訳紹介を目的とする機関を設置し知識階級離職者を吸収すること

(ロ) 各種事業団体（例農業会）に於ては技術、事務両面の人的整備充実を図り技術者をして事

務的業務に従事せしむる等のことを避くこと

(ハ) 広く中小都市、農山漁村に図書館、診療施設、娯楽施設及保育所等文化更生施設を充実すること

(ニ) 戦災せる官庁、公共団体等をして戦災復旧に必要な諸般の事務（例戸籍簿、地籍簿の再製、復旧事業の測量、設計、製図）を開始すること

(ホ) 其の他各種の事業を振興し、広く知識階級離職者を吸収すること

7 文部省

(1) 復員者に対する補習教育又は再教育施設を設け学校の修業年限を旧に復せしむる共に国民学校義務教育年限の延長を実施すること

各省に於て直営若は補助事業を実施する場合は(1)実施主体、(2)実施時期、(3)地域別使用労務者数及職種等を厚生省（勤労局長宛）に通報され度い。

ここでは、現在是否定されている基本的な考え方があります。

それは、男性世帯主を主な稼ぎ手と想定し、福祉は家族制度の中で担われるという考え方です。社会構造の基礎部分としての家・家族制度の再建、維持が急務とされています。また、「社会主義」への対抗という緊張感も、知識階級離職者対策に感じられます。官の直営工事が実施されていた時代ですから、官による直接的就労提供機能＝所得分配機能が重視されています。

これらは、現代では廃れた考え方です。生き方・働き方の多様化が言挙げされて以降、人材派遣業法登場して後、稼ぎ手は個人、福祉は保険あるいは制度依存となりましたし、「ソ連」の「崩壊」後、対抗原理が存在する緊張感はなくなりました。直営工事もなく、就労機会の提供は、民間活力頼みとなり、官が直接行える所得分配機能は生活保護法によるものとなりました（年金などの保険制度は、無拋出でない限り直接の所得分配機能とはいえません）。

今も残っている考え方は、「国民各自は前職、従前の地位、学歴等に拘泥して徒らに地位を求むることなく各職場に於て新日本建設の道に邁進せざる可からざるの心構を一般に徹底すること」というもので、再就職支援会社やあらゆる所に配置される就職アドバイザーが口にするところです。もっとも、「国民」や「新日本建設」という言葉は、あなた自身の未来のため、現在の生活のためなどに置き換えられているのでしょうか・・・。

戦時動員の手法は、戦後も有効として活用されました。

「炭鉱は、御承知の通り戦争中は殊に坑内におきまして熟練労働者がおりませんものだから俘虜や或いは半島の方や中国の方や沢山な素人の人が入つてそうして戦争の目的に副うように努力して来たのであります。それが終戦になりまして、一時に坑内の労働者を失いまして、非常に炭鉱が困つたことも御承知の通り（昭和22年10月16日参－鉱工業委員会 古河鉱業円城寺専務）」の状況で、日本経済再建のためには、炭鉱資源の増産は急務とされ、1946年7月、経済安定本部は傾斜生産方式採用し、石炭の増産に

人・資金を集中して、鉄鋼増産に結びつける。増産した鉄鋼をも石炭増産に投入他産業の波及をはかることを決定しました。

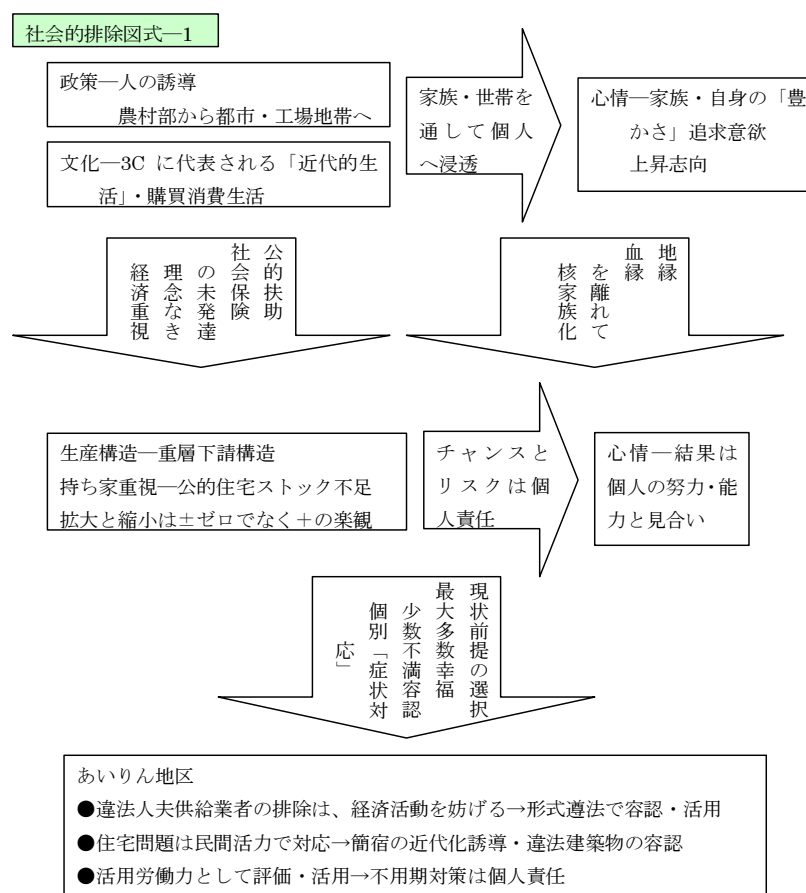
具体的には、炭坑で働く労働者や家族には食糧配給の増配、就職しようとするものの家族に対しては、門出の餞別に甘藷（サツマイモ）の特配などが決定され、鉄道・ガス・製鉄などの産業では、社員を“坑援隊”として組織し、炭坑へ送り込みました。さらに、“ボツダム宣言受諾に伴う労務充足に関する勅令”による国民強制徴用の強権発動実施が検討され、募集不良地区で実施するという決定までなされましたが、実施されるには至りませんでした。

強権発動が実施されなかったのは、『徳島市Yさん（45）は、陸海軍に奉公の子息たちの復員を幸ひ、一家をあげて一生採炭報国に挺身を決意。九州へ向けて出発前に、「新日本建設のためには徴用令を待つまでもありません。永々に働きます」と固い決意を語った。』（朝日新聞昭和20年12月6日）といった、「美談」の積み重ねと、生きる糧を求めての人の移動が需要をまかなったからだと考えられます。

社会生活上の必要、経済活動上の必要が、制度的動員を呼び起こします。そのことは明らかです。炭鉱であれ、港湾であれ、万博準備であれ、制度的動員があったことは否定できないことであると思われます。

しかし、人が制度的に労働力として動員されることと、動員された人が制度によって適切に処遇される、その制度を必要とした社会の中に安定した位置を占めることができるということとは、別の文脈に依存します。

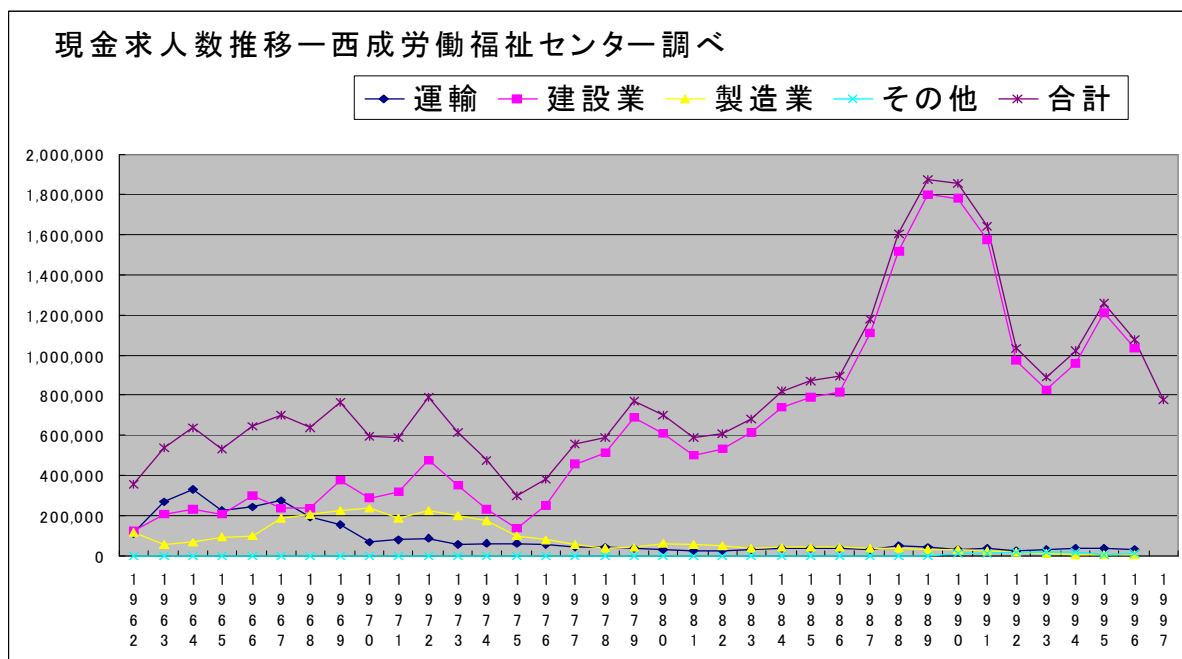
「人が制度的に労働力として動員されること」は、経済原理による要求ですし、「動員された人が制度によって適切に処遇される、その制度を必要と



した社会の中に安定した位置を占めることができること」は、時として経済原理とは反する道徳・正義の原理による要求です。

二つの原理は調整されることがなく、あいりん地区のように、社会的不正義が行われる状況の中に、経済的要請で「ひと」が動員されるということがおこります。

その不正義を覆い隠すのに便利な手段は、不正義から生じる現象を動員された人の「質」の問題にすり替えることです。



『昭和30年代後半、所得倍増計画以降から建設業における産業基盤の設備投資ブームに乗り、就労数は年々増加している。朝鮮戦争特需や貿易の活発化による、輸出入物資の増加は港湾・沿岸荷役の就労数を激増させ、東京オリンピックが開催された昭和39年は全就労数の45%を占め、昭和30年代のピークを形成した。昭和40年代にはいと昭和41年の港湾労働法の施行で、港湾荷役の合理化、近代化が進み港湾荷役への日雇労働者の比率は年々低下した。(略)しかし、一方、堺泉北臨海工業地帯の造成がすすむ中で、鉄鋼・化学・造船等の製造業における就労数が増え、昭和45年には全就労数の40.2%を占めるまでになった。民間の大型設備投資ブームや万博関連工事等で昭和44年の就労数は40年代前半のピークとなった。』西成労働福祉センターの事業報告(82年20周年特集号)

(7)「労務動員体制」の後に残されたもの

制度的動員が行われる事業は、えてして一時的、大量に行われるものが多く、恒久的な労働力需要によるものは少ないといえます。

万博工事においても、「万国博覧会、45年3月15日ですか、開かれると思いますが、それまでに大体の仕事が終わって大量の失業者が出るのではないかと、こう予想するわけでございますけれども、これに対してはどのような考えで対処されようとなさっているか(昭和44年07月衆議院・社会労働委員会大橋(敏)委員議員)」と、その後が心配されていましたが、動員を考え、実施した政府は、「万博関係の労働者は技能労働者が

多く、きわめて優秀である。その数、最盛期およそ三万人。これは外部を入れると数がふえますが、大体地域内。でありますから、私は、これが済みましても大量の失業者などはあまり出ないように努力もいたしますし、こういう万博で優秀な技能を発揮した人は、その後においてもわりあい引っぱりだこになるんじゃないか。また、それが引っぱりだこにならないといたしましても、失業などのないよう、労働省で職業紹介その他万般、いまから御注意をいただきましたが、準備をして万遺漏なきを期したい、こう思っております（原国務大臣）。」という楽観論しか示していません。

万博労働力主要供給県として 24 県挙げられている動員体制について、沖縄を例に挙げて「沖縄の労働力、いわゆる万博青年隊などというふうなこともちょっと聞いておりますけれども、そんなものについての見通しは一体どういうことに相なるのか。同時に気にかかる点で一、沖縄の万博に従事した勤労者の人たちが、万博が終わったあと、他の企業に就職ができぬとか、あるいは万博労務者というようなことで最初から非常に定着性がないというふうなことであれば、一かえって疎隔感を醸成するだろうと思うのです。こういうような点から労働力の確保、特に沖縄に対する労働力の確保ということについては格段の配慮が必要だと私は思うけれども、この点についてはいかがでございましょうか。」という問いかけに対しても（衆議院・商工委員会 昭和 42 年 11 月 中谷議員）、「労働省並びに大阪府のそれぞれ担当者が沖縄へ先般参りまして、さしあたっては原則的に向こうの御協力を得るとい話し合いをいたしまして、その結果、近くどれだけの人を向こうから受け入れるべきか、それからまた労働の条件等をどうすべきかという具体的な問題を今後向こうと話し合うという考えでおります。ただ、労働省といたしましては、労働の条件といたしましては、国内の労働者と同じ条件でこれを受け入れるというふうなことにしたいという考えを持っております。

それから将来これが定着するかどうかという問題につきましては、具体的な問題として今後検討していかなければならないと思いますが、まだ確定的な方向は実は出してないわけでございます。」と、動員後については未確定なまま動員の事実が先行していたことを示しています。

「あいりん地区歳末の“暴発”・労務者大荒れ・求職センター襲う・約 5 百人・商店でも乱暴」(1 面)「どっと“あぶれ組”・あいりん地区騒動に生活のカゲ・不況ムード・行政への不信」(社会面)「全港湾労組西成建設支部は労働者のつる不満に、この年末の越冬対策を大阪府、大阪市に早くから訴えてきた。しかし、府市ともなんの手も打たないまま年末を迎えた結果が今度の騒ぎになった。70 年 12 月 31 日朝日新聞」

万博は終わり、センターは開所しましたが、危惧された課題は残されたままでした。そして、心配されたような「騒動」が occurred。警察の認識でも、1973 年まで、続きます。

釜ヶ崎についての資料を「華頂短期大学研究紀要」にまとめ続けていた釋智徳さんは、「第 13 次釜ヶ崎集団暴力事件」に「10 年前のスローガン「人間扱いしろ」より「権利

闘争」 にと発 展。」と 注をつ けてい ます。 釋智 徳さん が作成 され年 表（華 頂短期	集団不法事案の発生状況	
	第9次	45.12.30 年末の求人減によつて
	第10次	46.5.25 求人連絡員と労働者の紛争から
	第11次	46.6.13 簡宿管理人と飲酒労働者の紛争から
	第12次	46.9.11 果物店店員と飲酒労働者の紛争から
	第13次	47.5.1 釜ヶ崎メーデーで労働者が検挙されたことに対し、極左暴力集団が抗議したこと
	第14次	47.5.28 求人業者(鈴木組)と極左暴力集団(野鳥の会)との抗争から
	第15次	47.6.28 第14次事件の一斉検挙に対する釜共闘の抗議から
	第16次	47.8.15 釜ヶ崎夏祭り中、公妨の少年を検挙したことに対し、釜共闘が抗議したこと
	第17次	47.9.11 ばちんこ店(富士会館)が機械故障により閉店したこと
	第18次	47.10.3 大阪社会医療センター職員の患者取扱いをめぐる釜共闘が抗議したこと
	第19次	47.10.10 釜共闘が求人業者をつるしあげたことに対し、求人者が角材などで反撃したこと
表（華 頂短期	第20次	48.4.30 釜共闘が「メーデー当日暴動を起こそう」と煽動したこと
	第21次	48.6.13 釜共闘が「建設現場で泥水を飲まされた」と壁新聞であおりたたこと
	あいりん地区の実態☆昭和56年の防犯活動概況を中心として 大阪府警察本部防犯部 / 西成警察署 昭和57年3月 「あいりん地区においては、次表のとおり過去21回の集団不法事案の発生をみているが、昭和48年6月以降暴動にいたる事案の発生はない。しかしながら56年中においても、集団不法事案の発生要因を内蔵する諸事案の発生はしばしばみられ、これらはその都度、住民の理解と協力、関係行政機関による諸施策の推進、さらには警察の警戒取締り等が相乗的に働いて、集団不法事案への発展を抑止し得たことにより、あいりん地区の平穏が確保されたものである。	

大学研究紀要第 17 号（1973 年 4 月「大阪貧民史の研究 I」）から 1970 年（部分）をみると、行政側がセンター開所に焦点をあわせて、「雇い主・求人業者の指導」、「飯場業者懇談会」を行ったのに促されたかのように、「手配師の結団式」が開催されていることが分かります。また、それに対して、もう一つの利害代表団体である労働組合（全港湾建設支部西成分会）が、大阪府へ「暴力手配師追放」を要望していることがわかります。

「問題」を認識しながら、解決を放棄し、表面的に取り繕う機能を担わせるものとしての巨大センターを設置したことは、利害関係者の衝突を集中・激化させることになったのは当然のことと言えます。

「安保闘争・学園紛争」の波は「寄せ場」にも押し寄せ、「活動家」が、釜ヶ崎に登場します。日雇労働者として。センターでビラまきすると手配師に殴られ、条件違反に抗議すると殴られ、夏祭りをおこなうと右翼・暴力団に襲撃されるという剥き出しの暴力の中で、

「やられ たらやり かえす」 しか、行 政も認め た 3 割遵 法 状 態 （業者登 録・就労 申告書・ ドヤ証	年・月・日	事件内容・対策・その他
	1970年3月15日	～9月15日万国博覧会。
	1970年3月31日	大阪港湾労働公共職業安定所西成出張所廃止。
	1970年4月1日	あいりん労働公共職業安定所発足。
	1970年4月15日	同安定所、青空労働市場第一回調査。
	1970年4月30日	同安定所、青空労働市場第二回調査。
	1970年7月1日	財団法人大阪社会医療センター発足。
	1970年9月16日	あいりん公共職業安定所「雇傭主・求人者の指導」。
	1970年9月18日	労働センター「飯場事業主懇談会」。
	1970年9月28日	あいりん公共職業安定所「港湾労働者紹介説明会」。
	1970年10月1日	愛隣総合センター開設。
	1970年10月15日	早朝の労働センター、求人トラブルで少し騒ぐ。
	1970年10月17日	釜ヶ崎の手配師「新世界の料亭で結団式」。
	1970年10月26日	西成分会は大阪府へ「暴力手配師追放」を要望。
	1970年11月20日	あいりん公共職業安定所「日雇労働者に失業保険適用」。
	1970年12月1日	労働センター求職登録14,028名で打ち切り。「あいりん労働公共職業安定所へ移管す
	1970年12月2日	西成区内接客業者八団体「街を明るくする会」結成。
	1970年12月29日	～一月三日「年末年始医療対策」(大阪社会医療センターで)。
	1970年12月30日	求人減による焦燥感。(この時点より釜ヶ崎に政治色が入る)。
		一部労働者、労働センター詰所に放火。

明)を、8割遵法状態(暴力行為の追放・雇用条件の遵守・未払い賃金の支払い・労災隠しや取り込みの追求・労使交渉の確立)にする道は他になかったといえます。残る2割はピンハネとヤミ求人。

高度成長期に膨張した釜ヶ崎は、港湾の合理化による求人減、万博後の求人減により、新開設のセンター1階詰所が焼き討ちされる事態が起きましたが、「仲間から一人の死者を出すな」をスローガンとする「越年対策実行委員会(後に「えつとう闘争実行委員会」)」も活動を開始しています。労働現場での労働者の権利を確立する闘争と共に、福祉的側面での「命」を守る闘いは、71年8月に発表されたアメリカの新経済政策(ドルと金及び他通貨との交換停止＝ドルショック)から引き起こされた「円高不況」、1973年10月第4次中東戦争を背景とする原油価格の上昇(第1次オイルショック)による不況の中で、重要な位置を占めるようになります。

当時の状況がすこしでもつたわるように、「えつとう」に関連したいくつかの記事を朝日新聞(大阪)から紹介します。

73年1月4日朝日新聞夕刊

「大阪市役所に座り込み・あいりん地区の労働者」

民生局の話によると去年12月中旬、あいりん地区に釜ヶ崎越冬対策実行委員会が生れ、5百万円の越冬資金、無宿者救護用の物資、宿泊所の整備、今宮中学校講堂の開放などを要求していた。／しかし、市側は「無宿者の収容対策は大阪府・市で行う」と援助をことわり続けてきた。／市では年末の29日から3日までに、自彊館、市立労働会館など4施設に計507人の無宿者を収容した。／一方実行委員会側は、あいりん地区内の公園にテントを張り無宿者のたき出しなどを続けてきた。

75年1月22日

「途方にくれる労働者・市・あいりん地区の“テント村”に退去通告・療養施設に入れぬ病人」公園は地元の人が「年末年始に子どものたこあげをしたい」と先に借りていたが、地元と交渉して労働者が相乗りのかたちで借り、12日までは市公園局も黙認していた。／テント村は4年前から年末年始につくられている。暮れの28日から街頭カンパなどで集めた金を資金に3食のたき出しをし、多いときは約200人がテントに入った。いま3つのテントにふとんが35人分ある。夜、深夜、未明に分け4時間交代で計百人が寝ている。／市立更生相談所でも「ことし医療相談は1日平均百30人と、例年の3倍近い。市の療養施設(4カ所、約700分)は満員で、待ってもらっている状態だ」と頭をかかえている。

75年2月27日

「あいりん・テント村ついに撤去・抵抗の住民14人逮捕・機動隊出動させ代執行・2カ月ぶり」「抜本策なく追いたて」

テント村が長引きそうになって市民生局は頭を抱えた。／テント村を強制撤去した場合、住人をどこに収容するか一要保護者をあずかる更生施設は不況のせいで入所者が急増している。大阪市内4施設、定員7百人のところへ千人の超満員。／あいりん地区に多い結核患者を収容してくれる病院も少ない。和歌山、京都の病院まで捜しまわっているのが実情。／「今年の暮れは、もう公園は貸

さない。再びこのようなテントはつくらせない。」代執行終了後、大阪市公園局管理部長は断言した。
／しかし、十分な施設と病床はあるのか。

「更生施設は 50 年度に急いで 2 カ所を新設する計画ですが、場所や時期はまだ…」と市民生局福祉部長は口ごもった。／就労対策となると民生局は大阪府労働部の責任範囲だと逃げ、府労働部の現在の対応も民生局から「とても満足のいくものでない」と批判されている有り様なのだ。

76 年 6 月 16 日

大阪市は「釜ヶ崎仕事保障闘争委員会」の休憩所・食器などを撤去したが、この措置に反発する同闘争委は公園内に屋台を持ち込んで無料の食事提供を再開、15 日も労働者の列が続いた。／市公園局は再び撤去する構えだが、撤去作業はすでに 6 回。屋台での食事提供が再開されたのは、撤去作業から間もない 14 日午後 1 時半。他の場所で作った雑炊を同公園に持ち込んだ屋台の上で食器に盛り、従来通り朝、昼、夜の 3 食を提供。夜には野宿用のふとんを貸すなどしている。／撤去で食事が中断したと思った人もあり、14、15 両日に食事を受けた人は以前よりも少なく、1 回につき 20 人から 30 人。

76 年 12 月 27 日

「千人分の臨時宿泊所を用意「あいりん地区」」自彊館臨時宿泊所に 2 百人分と南港南に 8 百分の計千人分。期間は 29 日から 1 月 10 日まで。

市民生局の推計では、同地区の労働者はこの年末で約 2 万人。このうち生活に困って相談にやってくる人は約千人と見込んでいる。今年の同地区労働者の越年の世話に費やされる額はざっと 1 億 2 千万円といっている。

82 年 4 月 25 日

「“越冬テント” 撤去正当・大阪地裁判決・あいりん活動は評価」51 年末から 52 年 4 月にかけて越冬活動をしていたメンバーが、テントなどを強制撤去した大阪市を相手取り「その後の運動に支障が出た」などとして損害賠償を求めている訴訟の判決が 24 日、大阪地裁民事 7 部であった。／乾達彦裁判長は「日雇労働者の雇用・健康問題がとくに深刻な時期に、行政の施策の足りないところを補っている越冬活動の評価を惜しむべきではない」としながらも、「この活動で一般市民、児童が公園を利用しにくくなったり、夜間の騒ぎで付近の住民に安眠できないなどの迷惑をかけた」として市のテント撤去を正当と認め、訴えを棄却した。

(8) 行政・市会の問題認識

このような状況を大阪市及び議員はどのように見ていたか、昭和 50 年 2・3 月定例会常任委員会（民生保健・通常予算）・03 月 07 日の記録で確認しておきたいと思います。

◎藤野民生局福祉部主幹 年末年始には、いわゆる近郊の箱番と申し上げますか、これが閉鎖されるわけでありまして、それぞれの箱番から愛隣地区に里帰りをしてくるという実態でございまして、これも確実な数はつかんでおりませんが、推定約 2 万人程度あの地区に年末年始おった。こういうように聞いております。

◆栗須斉委員 この 2 万人近い人口が、1 万 3,000 人だと推定しているわけなんです。それが地方に散

った、といわれるわけなんです。

しかし、今日、これは各区の議員がお感じになっておるところだと思うんですけども、ほうぼうの地区の公園に浮浪者がたむろしている状態が、頻々として区民の苦情としてわれわれの耳にはいつてくるし、現実にはわれわれが見ておるわけなんです。

そういう愛隣の不況で仕事にあふれた、宿もない人口が、都心部各公園に流れているというような、そういう感じは、行政のほうでは、しておらないわけなんですか。

◎高野民生局福祉部長 愛隣地区の労働者の方々が、現在仕事がないということで、一日2、300人の方々があふれているということでございます。

しかしながら、現実には公園なり、あるいは地下街なり、あるいは高架下等における、現在の住所不特定の方々は、愛隣から流れた方々であるということは、必ずしも断定できないと思うわけです。

と申しますのは、地下街なり、あるいは高架下におられる方のいろいろ各機関を通しました話を聞いてまいりますと、やはり全国的な不況という面から、家族を離れ、あるいは仕事を離れて、そういうような形で大都市周辺に集まってきておるとというのが、現状ではなかろうか。そういうぐあいに推察をしておる次第でございます。

◆栗須斉委員 そうすると、愛隣地区に労働者が蟄集する、あるいはまた別な角度から、全国の落武者が市内にはいつてきて、公園に別な形としてうろうろしている。こういうことなんですか。

◎高野民生局福祉部長 愛隣地区から流れるのも、これはいくぶん私はあると思いますけれども、大体7、8割は、他都市からの流入者というぐあいに推察しております。

【昭和50年2・3月定例会常任委員会（民生保健・通常予算）・03月03日－02号】

◆辻昭二郎委員 では最後に簡単にお答えいただきたいんですが、現実にはテント村の赤軍派の方々がいわれたように、職のないものに職をよこせ、これに対して府はどういう現実的な対策を取っておられるのか、いよいよ仕事がない、金がない、寝るとこもない、食べるものもないということになりますと、これは今度は大阪市の民生関係になりますな、それに対してはどういう厚生相談にあたられておられるのか、この答えによっては実際大阪市にしても大阪府にしても、決して寒空にひもじい思いをしてほり出したのではないということがいえるわけですが、その点はどうぞでございますか。

◎高野民生局福祉部長 労働問題に対します府の問題でございますが、たしかに2月13日だと思いますが、大阪府に対しまして、民生局サイドから考えたテント村の状況の中で仕事の問題というのが非常に大きく出ておりますので、それで愛隣地区に対します就労対策について大阪府のほうに要望を出したわけでございます。内容といたしましては、できましたら特別公共事業を興していただきたいということと、それから各建設協会なり、あるいは元請け業者に対しまして雇用促進をしていただくような方法は取れないかというような内容の要望書を府へお願いしたわけでございます。

それに対しまして、府のほうからは元請業者、あるいは建設協会に対しましては、就労のあっせんを強くお願いするような、いわゆる文書をもってお願いするというような回答が返ってまいりまして、特別公共事業につきましてはいろいろな問題があるので、いますぐ興こすということは非常にむずかしい問題があるということで、その2点につきまして回答が返ってきたわけでございます。

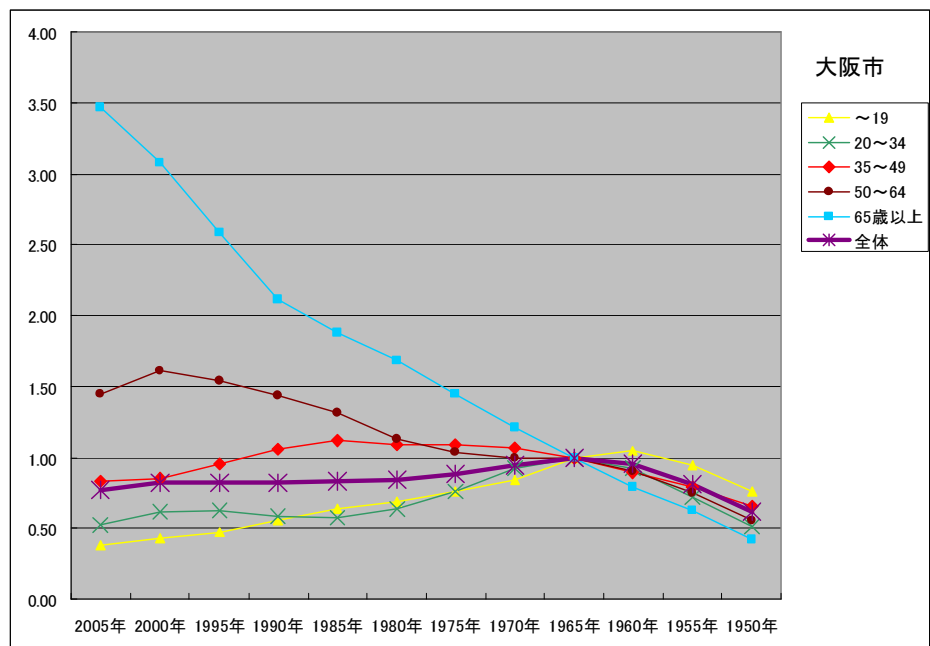
われわれといたしましては、やはり先ほども申し上げましたとおり、この問題は民生だけのサイドではなしに、やはり基本的には労働問題というものが大きくあるわけでございますので、やはり平常的な時代ならば別といたしまして、特にこのような不況下におきましては、強く大阪府の愛隣地区に対します労働対策というものについて、強く要望しておるわけでございますが、その点まだちょっと遺憾ながら、われわれとしては満足のいくような回答が来ないというのが実情でございます。

それから、先ほども申し上げましたとおり、厚生相談所におきましては、いわゆる病人、病弱者につきます対処というものは今後引き続き当然行なっていくわけでございますが、問題は病人の入床なり、あるいは病弱者の方々のはいる厚生施設というものが不足しているというのが実情でございます。そういう面から、まず病院の入床に対しまして、それが入院しやすいような方法を取っていくべきであろうということで今年の 50 年度の予算に対しましてもいわゆる入院者一人について 5,000 円程度の謝金制度というものを計上させていただいているとともに、ベッドを確保するというような方向で 150 床ほどの民間病院のベッドを確保するように努力をしておるわけでございますが、現在 90 床程度確保しておりますが、もうすでにそれが満床になっているというのが実情でございます。が、やはり愛隣地区の労働者の方々が病院にはいるについてはいりやすいような方法といたしまして、たとえば被服等、着ているものがまっ黒でございますので、入院するとともに新しい被服を着ていただくというような日用品の支給なり、あるいはベッドの確保というような方向、もう一つは厚生施設というものが非常に足りない面がございますので、その厚生施設の確保ということについて今年度は努力していきたい、そのように考えております

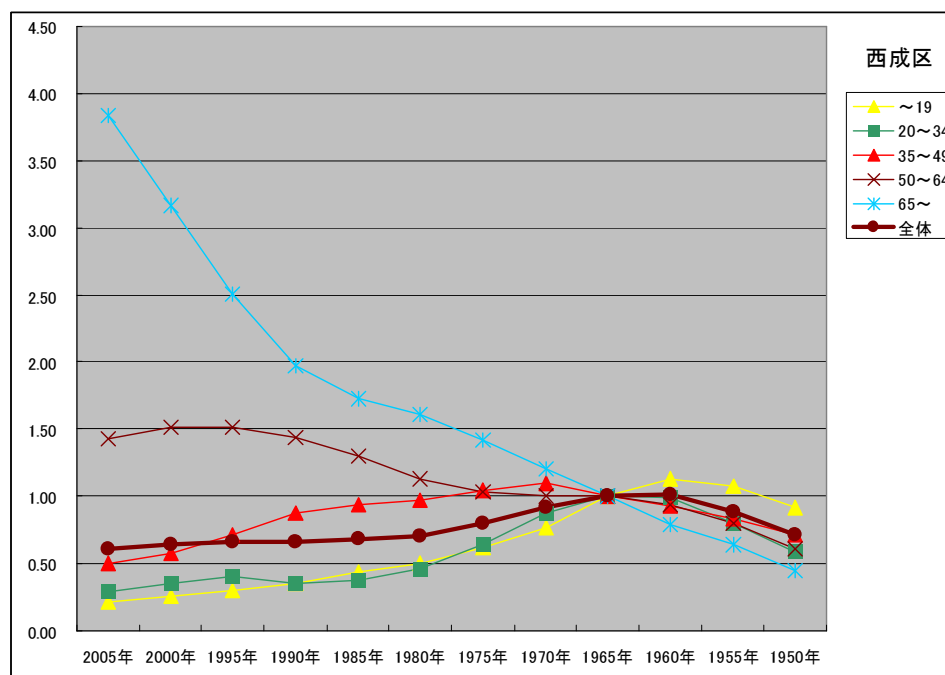
1975 年に、梅田周辺に 1,000 人とも 2,000 人とも言われる人々が路上に滞留し、市内各公園でも生活する人が目立つのは、「愛隣から流れ出たのではなく、不況で全国各地から大都市に集まってきた」との認識が示されています。

右グラフは、大阪市人口が戦後において最大だった 1965 年を 1 として増減を示したものです。

確かに、大都市大阪は、地元生まれで人口が増えたのではなく、全国から集ま



ってきた人で人口が増加したことが示されています。1975年に路上に押し出された人々も、出身地で



言えば全国から集まってきた人だったでしょう。しかし、その人々の多くが、万博前の「動員」で、大阪に、「あいりん」に来た人ではないと言い切れないと思われます。

1976年、鎌田慧さんは、木津川の河口にかかっている「めがね橋」の中程から木津川沿いの造船所を一望します。

「河口にむかって左岸に、手前から佐野安船渠（ドック）、名村造船所、三井造船藤永田と櫛の歯状にドックが掘りこまれ、岸壁には造船所特有のクレーンの林立が続いているのだが、ドックには船影はなく、クレーンはそっぽを向いたまま動こうともしない。労働者の姿は見え、鉄板を叩く景気のいい音もたちのぼってこない。一造船ブームのピーク時の74年に、佐野安船渠は大阪本社工場だけで本工1,300、下請1,300。名村造船が本工1,100、下請1,400。藤永田が本工で2,000、下請が1,400ほど在籍していた。ところが、いま、佐野安で本工は200、下請で80名たらずになってしまった。ほかの造船所も同様である。－

造船業は、受注産業であり、そしてまた労働集約型産業であるため、下請労働者への依存度が高い。－たとえば、造船業界で60年を100とした場合、ピーク時の74年は本工が131にたいして、下請工は264にも達していることによっても、そのことを理解することができる。－

わたしは、この木津川筋の下請労働者たちと話あって、彼らのほとんどが釜ヶ崎の労働センター前で、手配師に拾われて造船所で働くようになったことを知った。製鉄業でも、たとえば北九州の八幡にある労働下宿が、新日本製鉄への労働供給を一手に引きうけていた。鉄鋼、造船など日本の重工業の最底辺部は、土木業とおなじように人夫供給業によって維持され、そこが需給バランスの調整弁となっているのである。

(1980 年、鎌田慧、「労働現場」、岩波新書)」

かつては必要な労働力として望まれ、自らも生活の糧を得るために大阪に出てきて働いていた人たちが、港湾、建設土木、製造の各部門の雇用の縮小によって、路上での生活を余儀なくされたことは明らかです。

労働力を呼び寄せることに効果のあった労働行政は、不況の中で雇用を生み出すことには無力であり、福祉行政も緊急時には即応できませんでした。生活保護法の運用が、少し改善され、野宿に対応されるようになるには、この時から 30 年の時間がかかりました。

注記：「労務者」、「浮浪者」について

過去の文書の引用中に現れる言葉に、「労務者」、「浮浪者」があります。

これらの言葉は、その言葉が向けられる人と、その言葉を発する人とを区別するために用いられることが多く、無意識のうちであれ、侮蔑的なまなざしを含んでいます。

労働者と労務者の使い分けに、どのような必要性があるのか。また、ホームレスと浮浪者の区別に、どのような必要性・理由があるのか、熟慮された上でない限り、そして熟慮して使用しても非難を被ることを承知の上でなければ、使用されるべきではないと考えています。引用文中の使用についても、説明が必要と考えます。

参考：

テント村のルンペン

「昨夜の中に千五百名の浮浪者がはうきを肩に足並そろへて道路は奇麗でせう」

1930(昭和 5)年の暮れ。東京朝日新聞 12 月 27 日付夕刊の社会面トップを、ほうきをついで歩く人々の写真が飾った。

東京の道路が「深川区浜園町のテント村」や「東京市各宿泊所」に住む「ルンペン千五百名の社会奉仕」で清掃された。

彼らは「金五十銭のお駄賃と十銭の公衆食堂の食券をもらつた」。このころ、東京の理髪料が 50 銭、カレーライスが 10 銭だった。

米国株大暴落から 1 年余り。不況は世界中に波及した。日本でも失業が急増。ルンペンの話題が紙面にしばしば登場した。(検証報道-14、2009 年 4 月 16 日朝日新聞夕刊)

1980 年代中頃まで、マスコミ報道で「浮浪者」がよく使われていましたが一例えば、横浜寿町浮浪者襲撃事件一、最近ではあまり見なくなりました。ほぼ、「ホームレス」に統一されているようです。「浮浪者」使われなくなったのは、過去に「浮浪罪」が存在した、また現行の軽犯罪法にも含まれていることから、野宿を余儀なくされている人々を無前提に犯罪者あるいはその予備軍と見ることになるという理由からだと考えられます。